

百年庭園の宿「翠水」 国の「登録有形文化財（建造物）」に登録

「百年庭園の宿 『翠水』」は、令和4年2月17日付官報により、国の「登録有形文化財（建造物）」に登録されることが告示されました。

登録有形文化財（建造物）とは、50年を経過した歴史的建造物のうち、国土の歴史的景観に寄与している等、一定の評価を得たものが国の登録文化財原簿に登録される制度です。

約700坪の日本庭園に呼応して建てられた「百年庭園の宿 翠水」は、3棟の客室それぞれに、高度で確かな数寄屋大工の技法が随所に発揮された個性的な建築となっております。

今回の文化財登録にあたり、「伝統的な数寄屋建築の構成の中に、近代的な設備や斬新な意匠を施すことにおける近代数寄屋の先進事例として価値が高い」という評価を頂きました。

「翠水」は小倉の街が都市化する中、この景色を未来に遺したいという想いを代々受け継いでまいりました。今回の文化財登録を機に、より一層多くのお客様に建物の魅力を知っていただき、ご利用いただけるよう努めてまいります。





登録有形文化財登録証

令和4年2月17日 登録

登録番号第40 - 0196号

百年庭園の宿翠水（旧旅館田川離れ）菅生 一棟

木造平屋建、銅板葺、建築面積126㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

令和4年2月17日

文部科学大臣

末松 信介





登録有形文化財登録証

令和4年2月17日 登録

登録番号第40 - 0197号

百年庭園の宿翠水（旧旅館田川離れ）企救 一棟

木造平屋建、銅板葺、建築面積105㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

令和4年2月17日

文部科学大臣

末松 信介





登録有形文化財登録証

令和4年2月17日 登録

登録番号第40 - 0198号

百年庭園の宿翠水（旧旅館田川離れ）玄海 一棟

木造平屋建、銅板葺、建築面積92㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

令和4年2月17日

文部科学大臣

末松 信介





登録有形文化財登録証

令和4年2月17日 登録

登録番号第40 - 0199号

百年庭園の宿翠水（旧旅館田川離れ）渡り廊下 一棟

木造平屋建、銅板葺、建築面積30㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

令和4年2月17日

文部科学大臣

末松 信介

